平成２４年（フ）第９６４号
広島市中区宝町10番10―302号　ベルミヤジ
債務者　下川　晃典
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
山口県萩市大字椿東2968番地10
債務者　奥川　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１６号
高知県室戸市室津1279番地
債務者　宇賀　実紀
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
佐賀県唐津市北城内５番15号
債務者　吉田　丈嗣
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７６号
熊本県荒尾市大島84番地１
債務者　植野　憲治
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７７号
熊本県荒尾市増永2002番地
債務者　平井　茂文
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第３９０号
大分県別府市立田町３番32号　別府厚生館404号
債務者　伊藤　直美（旧姓山家）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１７号
大分市大字上宗方590番地の10日生第３マンション406
債務者　吉良信太郎
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２６号
大分県別府市大字鶴見2021番地　県営扇山住宅１Ａ―９―173号
債務者　阿部　昌代
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市緑ケ丘町18番２号
債務者　川添　義昭
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目34番16号
債務者　佐々木大輔
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目34番16号
債務者　佐々木真奈美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２７４号
岩手県岩手郡雫石町高前田55番地１　新高前田住宅82号
債務者　佐々木　礼
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２５号
福島県須賀川市前田川字宮の前166番地105
債務者　芳賀美枝子（旧姓箭内）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
金沢市諸江町28番１号　県営住宅４棟８号
債務者　西山　涼子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３７号
山梨県山梨市万力2023番地　コートインフォレストＢ102
債務者　長田　典子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４０号
山梨県甲斐市竜王1467番地２
債務者　野田みえ子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
長野県松本市大字島内869番地３
債務者　岡村　美加
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長野地方裁判所松本支部